

公益社団法人宿毛青年会議所会員資格規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は公益社団法人宿毛青年会議所（以下本会議所と呼ぶ）会員及び入会希望者の取り扱いに関する事項を、公益社団法人宿毛青年会議所定款（以下定款と呼ぶ）に抵触しない範囲において規定する。

第2章 新入会員

(資格)

第2条 新入会員の資格は、定款第6条1項1号に従う。

(申込書)

第3条 入会希望者は、本会議所所定の入会申込書に必要事項を記入し、正会員2名以上の推薦を附し会員開発担当の委員会を経て、理事長宛に提出する。

(推薦者の資格)

第4条 推薦者は本会議所の正会員として1年以上在籍し、直前12ヶ月間の出席率が70%以上であるもの。

(推薦者の責務)

第5条 推薦者2名は、申し込み者の入会までに本会議所の定款を説明し、理解を得させなければならない。

(入会申込者の調査)

第6条 会員開発担当の委員会は、入会申込者に面接（担当副理事長同席）の上、次の事項を調査し、その結果を理事会に書面にて通知しなければならない。

- (1) 推薦者の資格の有無
- (2) 入会申込者の年齢、住所、職業、経歴、趣味、他の所属団体の有無（履歴書）
- (3) 他の青年会議所加入の有無
- (4) 入会申込者の会員としての適格の有無

(理事会の審議)

第7条 理事会は、前条の書類に基づいて加入審査を行い、入会の諾否を決定する。

(通知)

第8条 理事会に於いて、入会が承認された場合、理事長は直ちにその旨を当該入会申込者に通知するとともに入会金、会費を請求する。

第3章 休会に関する事項

(休会手続き)

第9条 休会を希望する会員は、休会届けを提出し、理事会の承認を得なければならない。

(休会理由)

第10条 理事会は次の理由により休会を認める。

- (1) 長期出張
- (2) 長期療養
- (3) その他理事会が特に認めた場合

(休会の期限)

第11条 休会の期限は1ヵ年以内とする。但し理事会に於いてこれを延長することができる。

第4章 資格の喪失

(資格の喪失)

第12条 資格の喪失については、定款第11、12、13及び15条の規定に従う。

第5章 本規定の変更

(本規定の変更)

第13条 本規定は、理事会に於いて理事現在数の4分の3以上の議決及び総会に於いて正会員総数4分の3以上の議決を得なければ、変更することができない。

第6章 雑則

(施行規定)

第14条 本規定の施行に関する細目は、理事会の議決を以って定める。

(付則)

第15条 本規定は平成26年1月6日より施行する。